

意見書案第4号

地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により内閣総務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月13日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 出 澤 大

賛成者 加 藤 政 之

地方自治法改正に関して地方自治の本旨を守ることを求める意見書（案）

大規模災害、感染症のまん延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における「国の地方公共団体に対する補充的な指示」を盛り込んだ地方自治法改正案が6月19日に可決し、成立した。

地方自治の一端を担う牛久市議会としては、住民ニーズの把握が容易な地方へ大幅に権限を委ねるとした地方分権の趣旨や、憲法に謳われている地方自治の本旨を守る立場から、この地方自治法改正に深く憂慮するものである。

「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」についてはどのような事態を想定しているのか具体的に示されていない点、法定受託事務と自治事務を区別せずに国の指示権を論じている点、及び現行法では国の地方公共団体への「指示」は、個別法で「緊急性」を要件として認められているのに対し、一般法たる地方自治法を改正して、自治事務についても、個別法の根拠規定なしに、かつ「緊急性」の要件も外して、曖昧な要件のもとに国の指示権を一般的に認めようとするなどの点で問題があり、地方分権の趣旨や憲法の地方自治の本旨に反するものであると断じざるを得ない。

国は、地方分権の趣旨や地方自治の本旨を守るために、運用に当たっては極めて慎重に配慮し明確な運用基準を定めるとともに、上記の問題点を速やかに改正することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛 久 市 議 会